

住民税均等割非課税世帯等の皆さんへ

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (5万円/1世帯) のご案内



令和3年度から令和4年度にかけて、住民税（均等割）が非課税の世帯については、すでに臨時特別給付金が支給されておりますが、新たに電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯や家計急変世帯を支援する給付金が支給されます。

令和4年9月30日時点で幌延町に住民登録がある世帯が対象です。10月以降に転入された方には、以前お住まいの市町村から案内があります。

令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1)世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には既に通知書を送付しています。

(2)世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、令和5年1月31日までに役場に提出してください。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記載して、申請時にお住まいの市区町村に、令和5年1月31日までに提出してください。

※ 住民税非課税世帯相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。幌延町の場合、単身者93万円以下、母と子1人137万8千円以下などです。

申請書が必要な方や、詳しく内容をお知りになりたい方、対象となると思うが1月10日までに通知書が送られてこない方などは役場住民生活課生活グループ（電話：5-1112）へお問い合わせください。

